

消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

(2) 任務

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(3) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

<取引関係>

- オ 宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等（個人に限る。）の利益の保護に関すること。
- カ 旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
- キ 割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ク 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ケ 貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。
- コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。
- サ 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

<安全関係>

- シ 消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関する
こと。
- ス 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確
保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関
すること。

<景品表示法>

- セ 不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化に
よる商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関す
ること。

<表示関係>

- ソ 食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示についての基準に関するこ
と。
- タ 食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添
加物等の取締りに関すること。
- チ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農
林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- ツ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基
準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関す
ること。
- テ 家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべ
き事項に関すること。
- ト 健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売
に供する物に関する表示に関すること。

<その他>

- ナ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ニ 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に
関すること。
- ヌ 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本
方針の策定及び推進に関すること。
- ネ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- ノ 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- ハ 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- ヒ 以上のほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属
させられた事務

(4) 消費者政策委員会

<事務>

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

ア 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議すること。

イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

ウ 消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

<組織>

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

エ 委員会は、委員十五人以内で組織する。

オ 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

カ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。

(5) 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。